

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景と趣旨

- 平成26年3月に策定した第3次地域福祉計画は平成30年度で計画期間が満了する。
- 本市では、平成9年度から概ね中学校区（8学校区）を単位とする地区社協を立ち上げ、町内福祉委員会を活動の中心的組織と定め地域福祉活動を展開してきた。
- 人口構造、社会環境の変化に伴い、新たな地域福祉課題が生じてきている。

1-2 計画の位置づけと期間 ※別紙あり

- （根拠法）社会福祉法
- 平成30年4月の改正で下記が改められた。
  - ・第4条で、**地域共生社会の実現**に向けて、「地域福祉の推進」に努めることを規定。
  - ・第107条で、計画策定の努力義務を規定。**福祉分野の「上位計画」**として位置づけ。

☞ポイント「**地域共生社会**」キーワード  
 ・公的支援の『縦割り』から『丸ごと』  
 ・『我が事・丸ごと』の地域づくり

（計画に盛り込む内容）

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

（計画期間）

2019（H31）～2023（H35）年度の5年間

1-3 計画の策定体制

- 住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させる。

・策定協議会／庁内幹事会・分科会／地域会議・町内福祉委員会／関係団体・福祉事業者会議／パブリックコメント

第2章 本市における地域福祉の現状と課題

2-1 本市の概況 ※別紙あり

- 本市の総人口は緩やかな増加を続けているが、増加しているのは高齢者人口で、年少人口は減少傾向、生産年齢人口は概ね横ばいとなっている。
- 出生数は、平成25年1,920人から平成29年1,878人に減少している。
- 年少人口は、平成30年28,851人で人口比15.3%となっており、平成25年と比較すると918人も減少している。
- 一方、高齢化率は平成25年の18.1%から平成30年には20.4%まで上昇しており、今後高齢化率はさらに上昇することが予想される。
- 高齢者数の増加に伴い、要介護・要支援認定者数は増加傾向にある。
- 身体障害者、知的障害者、精神障害者の数も増加傾向にある。

	平成25年 (2013年)	平成30年 (2018年)		平成25年 (2013年)	平成30年 (2018年)
総人口	183,552人 (H25年10月)	188,693人 (H30年4月)	要介護・要支援認定者数	4,665人 (H24年度末)	5,606人 (H29年度末)
0～14歳 (年少人口)	29,769人 (16.2%)	28,851人 (15.3%)	身体障害者手帳所持者	4,788人 (H25年4月)	5,038人 (H30年4月)
15～64歳 (生産年齢人口)	120,583人 (65.7%)	121,349人 (64.3%)	療育手帳所持者	1,112人 (H25年4月)	1,305人 (H30年4月)
65歳以上 (高齢者人口)	33,200人 (18.1%)	38,493人 (20.4%)	精神障害者保健福祉手帳所持者	824人 (H25年4月)	1,254人 (H30年4月)
出生数	1,920人 (H25年)	1,878人 (H29年)	手帳所持者数計	6,724人 (H25年4月)	7,597人 (H30年4月)

2-2 本市の地域福祉の取組状況と特徴

(1) 地区社協の区域（概ね中学校区）を福祉圏域とした活動展開

- 市社協では、地域をサポートするコミュニティワーカーを地区社協の区域ごとに配置することで、住民主体の小地域福祉活動を推進している。
- 市内全町内会に町内福祉委員会が設置され、活動を展開している（一部連合設置があるため、全部で76町内福祉委員会）
- 町内福祉委員会が地域福祉の中核として機能している。

(2) 町内福祉計画に基づく計画的な小地域福祉活動の実践

- 各町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動に取り組む。町内福祉活動計画は、地区社協単位で毎年進行管理を実施。（町内福祉委員会の活動事例）

- ①見守り活動（見守りが必要な人の実態調査、福祉マップの作成、個別訪問等によるニーズ調査、住民支え合いマップの作成など）  
※平成23年度「地域見守り活動モデル事業」に着手。以降、市内全域に展開中。
- ②見守りが必要な人への個別支援（買い物支援、ゴミ出し支援、認知症高齢者の徘徊の見守り支援など）
- ③まちの安心と安全を守る取り組み（小学生登下校時の見守り活動、避難行動要支援者に配慮した避難訓練など）
- ④学習活動（まちかど講座、ハートフルケアセミナーなど）
- ⑤広報・啓発活動（広報紙、講演会など）
- ⑥地域の絆を深める活動（ふれあい交流会、サロン活動など）

(3) 事業者やNPO等との協働による地域福祉活動の展開

- 平成27年度から生活支援コーディネーター業務を市から市社協に委託し、職員を配置。多様な社会資源の発掘、並びに生活支援ネットワーク会議の開催を通じた多様な社会資源のネットワーク化を図っている。
- これら取り組みの成果として、町内福祉委員会を中核としつつも、事業者やNPO法人等との協働による地域福祉活動が展開されるようになっていく。

（生活支援・介護予防の推進に向けた取組事例）

- ①生活支援ネットワーク会議
  - ・地区社協の区域で毎年2回程度会議を開催。高齢者の生活支援を行う地域住民、NPO、ボランティア、民間企業、店舗、協同組合、社会福祉法人等多様な主体間の定期的な情報共有・連携の場となっている。
- ②地域福祉マッチング交流会&サロン活動博覧会
  - ・平成24年度からサロン活動博覧会、25年度から地域福祉マッチング交流会を開催。平成27年度からは生活支援コーディネーターの業務として位置づけ、同時開催している。
  - ・地縁型活動組織の町内福祉委員会、テーマ型活動組織のボランティア・NPO・市民活動団体、福祉事業者の出会いの場となっている。
- ③生活支援・見守り協力事業
  - ・地域において生活支援や見守り活動を行う店舗を協力店に位置づけ。
- ④地域リハビリテーション活動支援事業
  - ・市内のリハビリ専門職が介護予防に資する地域活動の場等（体操教室、サロン等）へ出向き、地域活動の担い手である住民へ介助方法や体操の内容など介護予防に関する技術的助言を行う。
- ⑤あんじょうコミュニティBOOKの発行
  - ・市と市社協が協働して、地域のサロン活動など高齢者の集いの場の情報を集約して発信している。

地域共生社会の実現に向けた先駆的取り組みを展開

- 市社協・地区社協が主に町内福祉委員会に働きかけながら、事業者やNPO等との協働による地域福祉活動を展開している。
- 一部の町内会やNPO等では、高齢者のみならず、すでに子育て支援、障害者や生活困窮者への見守りや生活支援を実践するなど、「地域共生社会」の先駆的な取組もみられる。

第2章 本市における地域福祉の現状と課題（つづき）

2-3 アンケート結果からみた地域福祉の概況と主な課題

（市民アンケート調査）

(1) 福祉に関連する情報に容易にアクセスできる環境づくり

○福祉に関する情報を知りたいと思っていながらも、必要な情報にアクセスできていない人が一定数確認された。情報を必要とする人が必要な情報を容易に入手できるように、情報提供や相談体制の整備・充実が必要である。

(2) 身近な地域での日常的な見守り活動の充実

○困りごとを抱えた時に自分が支援して欲しいこと、近所に頼まれて支援したこと、これらはともに「日頃の声かけ・見守り」が最多数を占めた。  
○身近な地域での日常的な見守り活動への期待は大きい。

(3) 多様な社会資源のネットワークによる地域福祉ニーズへの対応

○地域の人に支援して欲しいことと、近所に頼まれて支援したこと（自分ができること）との間にはギャップがある。また、地域での支援を求める範囲が、支援してほしい事柄によってお隣さんや町内会単位など異なっている。  
○事業所やNPOなどの専門家や行政等との連携を深める中で、地域の福祉ニーズに応えることのできる体制を構築していくことが必要である。

(4) 福祉活動に対する受益者負担の検討

○地域での福祉活動を依頼する人にとっては、対価を払って依頼する人のほうが割合として多い結果となった。今後、福祉活動に対する受益者負担のあり方を検討していくことが必要である。

(5) 地域で福祉活動に関わる人材の確保

○地域福祉活動に関わっている人の割合、町内福祉委員会に関わっている人の割合は、ともに前回調査（平成24年調査）と比較して増加している。  
○地域福祉活動やボランティア・NPO等の活動に「今後参加したい」と考える人は相当数存在している。こうした層を活動に結びつけるためにも、今後も啓発を継続することが必要である。

（事業所アンケート調査）

(1) 町内会・町内福祉委員会と福祉サービスを提供する事業所との関係構築

○町内会など地域の諸団体と、何らかの事業において協力して取り組んでもよいと考えている事業所が全体の9割近くを占めている。  
○なかでも、「災害時における相互協力」、「介護・支援が必要な人の早期発見のための情報共有」に関しては、半数以上の事業所が協力して取り組んでもよいと回答している。  
○現在、地域の諸団体等と交流や協力関係をもっている事業所も少なくないが、今後、新たに交流したい・協力したいという意向もあわせると、8割以上の事業所が町内会・町内福祉委員会との交流・協力を望んでいる。  
○地域福祉活動のさらなる充実を図っていくためにも、専門知識を有するこれら事業所と町内会・町内福祉委員会との良好な関係づくりを進めていくことが必要である。

2-4 地域福祉を取り巻く社会動向からみた課題

(1) 着実な高齢化の進行と高齢単身世帯・高齢者のみ世帯の増加への対応

○本市の人口は増加傾向にあるものの、高齢化は着実に進行しており、局所的には高齢化率50%を超えるような町内会も存在している。  
○本市においても、高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯は増加し、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」や認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認認介護」、「孤立死」などの社会問題が認識されつつある。

(2) 顕在化しつつある8050問題やニート・ひきこもり、子どもの貧困問題等への対応

○いわゆる「8050問題」のような複合的かつ制度の狭間の問題や、ニート・ひきこもり、経済格差を背景にした子どもの貧困問題が社会問題としてクローズアップされてきた。こうした問題は、本市でも見受けられるようになっており、近い将来大きな地域福祉課題となることが懸念され、その対応が求められる。

(3) 都市化による地域コミュニティの変容への対応

○都市化とともに、住民が町内会に加入しない、加入しても町内会活動に参加しないなど、地域コミュニティと関係を持たない市民が増えている。  
○子育て世帯の孤立化、児童虐待、高齢者等の孤立死などの問題が懸念される。

(4) 障害者が住み慣れた地域で暮らすための社会基盤づくりの必要性

○障害者差別解消法が施行されたが、障害者に対する地域住民の理解はまだ十分とはいえない。  
○障害者に対する地域の理解促進や障害者を身近な地域で支えていく地域福祉の取組が今まで以上に求められている。

(5) 地域ぐるみでの安全・安心なまちづくりの推進

○東海地震の被害想定をはるかに上回る南海トラフ地震の発生が懸念されている。避難行動要支援者支援制度の体制を充実させるなど、平時からの備えとしての地域見守り活動や防災活動が重要になっている。  
○高齢者や障害のある人を狙った詐欺などの犯罪や悪質な訪問販売による消費者トラブルは依然として発生しており、安全・安心なまちづくりの推進が望まれる。

第3章 計画の基本理念と基本目標

3-1 基本理念

○基本理念は、第1次～第3次計画の基本理念を踏襲。  
○本市の目指すべき福祉のまちづくりの方向として普遍的なあり方を示している。

**大きく広がれ福祉の輪  
みんなで支える地域の輪**

3-2 推進テーマ

○第3次計画の推進テーマ  
相談してみよう お願いしてみよう お互いさまの地域づくり  
+

○国が示した『地域共生社会』を踏まえ、第4次計画では次の事項を加味して推進テーマを設定する。

- ①『地域共生社会』の実現（『我が事』と『丸ごと』）
- ②専門職と地域の連携・協働の強化（生活支援ネットワーク会議の継続・充実、サロンお助け講習会の開催など）
- ③制度の狭間にある要援護者等への支援（包括的な相談システムの構築）

**“つながる” “つなげる”  
お互いさまで支え合う地域づくり（仮）**

3-3 基本目標

※基本目標、施策の体系、重点施策に

3-4 施策の体系

ついては、第3次計画の検証作業な

3-5 重点施策

どをもとに見直し作業を行う。

第4章 地域福祉施策の推進

第5章 地区ごとの地域福祉活動の推進

第6章 団体・事業者等による地域福祉活動の展開

第7章 計画の推進に向けて